

2025(令和7)年3月11日

衆議院議長	額賀 福志郎 殿
参議院議長	関口 昌一 殿
内閣総理大臣	石破 茂 殿
財務大臣	加藤 勝信 殿
総務大臣	村上 誠一郎 殿
内閣府特命担当大臣	伊東 良孝 殿
消費者庁長官	新井 ゆたか 殿

埼玉県消費者団体連絡会

地方消費者行政の強化のため国の交付金措置の継続を求める要望書

埼玉県消費者団体連絡会は、2024(令和6)年8月8日付で地方消費者行政の充実・強化に関する要望を行ったところですが、改めて下記の要望を行うことといたしましたので、2025(令和7)年以降の施策に反映くださるよう、よろしく願いいたします。

第1 要望の趣旨

消費者のくらしの安全・安心を守り、事業者の取引適正化と健全な発展にも貢献している地方消費者行政の充実・強化が維持されるよう、国は、地方自治体に対し、消費生活相談員の人材確保をはじめとする消費生活相談体制の維持・強化と消費者被害防止の各種施策に活用できる交付金措置を継続することを要望します。

記

1. 国は、消費生活センターにおける消費生活相談員の人件費に充てることを含む人材確保及び処遇改善に活用できる交付金を継続または同様の措置を講ずること。
2. 全国消費生活情報ネットワークシステム(PIO-NET)の刷新及び相談業務のデジタル化に伴い地方公共団体に生じる設備刷新及び運営の経費を、国において全額負担すること。
3. 消費者被害防止に取り組む適格消費者団体の運営及び地域の消費者団体の育成・支援・連携のために地方公共団体が行う支援事務に対し、国は財政支援を継続・拡大すること。
4. 地方消費者行政の事務のうち消費生活相談体制及び相談情報集約事務の維持・強化、適格消費者団体の活動支援事務など、国と地方公共団体相互の利害に係る事務であって国全体の水準を確保する必要があるものについては、地方財政法10条の適用によりその全部または相当部分を国が恒常的に負担することについて検討すること。

第2 要望の理由

消費生活センターは、地域住民が消費者被害に遭ったとき、消費者問題専門家の資格を有する消費生活相談員が、消費者法制度の知見と最新の相談情報を活用して解決に向けて支援してくれる頼りになる相談機関です。しかも、消費生活センターに寄せられた相談情報は、全国消費生活情報ネットワークシステム(PIO-NET)を通じて全国で共有さ

れ、消費者被害防止の注意喚起に利用されるほか、国や都道府県による法令違反業者の指導・処分や国の法制度の改善のために活用されており、わが国全体の消費者行政の基盤です。

しかし、消費者庁創設後の消費生活相談件数は年間約90万件に高止まりした状態で推移しており、近年の消費者問題は、高齢者を狙った悪質訪問販売業者によるリフォーム工事商法被害、インターネット上の欺瞞的広告による詐欺的定期購入被害など、手口の悪質化・巧妙化が進んでいます。他方で、現在の消費生活相談員の処遇は高度な専門性に相応しいものでなく、雇用も不安定なままで、担い手の確保を阻害する事態が全国的に発生しています。

したがって、消費生活相談員の人材確保と消費生活センターの機能強化の施策を推進することが喫緊の課題です。のみならず、高齢者見守りネットワークの構築や適格消費者団体の設立・活動支援など、地方消費者行政による消費者被害防止に関する事業を一層充実・強化することが必要です。

消費者庁は、創設以来15年間にわたり、地方消費者行政を推進・強化するため、相談員の人件費にも充てられる交付金を地方自治体に交付し、消費生活センターの整備や消費者被害防止の取り組みを支援してきました。

ところが、地方消費者行政強化交付金（旧地方消費者行政推進交付金）が2025（令和7）年度末に終了時期を迎え、加えて、相談情報を全国で集約するPIO-NETシステムが2026（令和8）年度に更新時期となり、各地方公共団体において端末機の配備や通信・運営経費を負担することが危惧されます。システム更新に掛かる費用はもとより、今後の管理・運営費も含めて、これまでどおり国において負担すべきものと考えます。

地方消費者行政は、地域住民に対するサービス提供であり、自治事務であると位置づけられてきました。消費生活相談業務は、消費者安全法8条により地方公共団体が実施しなければならない事務ではありますが、相談者に対するトラブル解決に向けた助言だけにとどまらず、特定商取引法など消費者関連法の違反行為の有無も聴取し、PIO-NETを通じて国と地方公共団体全体が情報共有するなど、全国の消費者行政の基盤となっています。

また、全国に26組織ある適格消費者団体は、法令違反行為の差止請求活動により消費者被害の防止及び国全体の市場の適正化の役割を果たすとともに、地方公共団体と連携して地域の消費者啓発や消費者団体の活動支援の役割も果たしています。

このように、地方消費者行政の事務の中には、国と地方公共団体相互の利害に関係がある事務であって、国全体の消費者施策を円滑に運営するためには全国の水準を維持・向上することが必要とされる事務（地方財政法10条）が含まれていることを、制度的課題として検討することが求められます。

よって、財政力の脆弱な地方公共団体を含め国全体の消費者行政の水準を維持・強化するため、要望の趣旨に記載したとおり、国の強力な支援措置の継続を求めます。